

裁量労働制拡大 検討会始まる

あらかじめ定めた時間を働いたとみなす「裁量労働制」の適用拡大などについて議論する厚生労働省の有識者検討会が26日、始まった。厚労省による調査の不備が発覚し2018年に議論がいったん頓挫したが、やり直しの調査結果が6月にまとまり再開となった。

裁量労働制は、実際に働いた時間にかかわらず一定時間を働いたとみなして残業代込みの賃金を払う制度。適用対象の業務は法令で決まっている。

検討会は、新たな調査結果をもとに、裁量労働制の労働時間や健康管理などの論点を議論。労使関係者へのヒアリングも予定し、対象業種や運用のあり方について議論していくという。この日の議論では、座長の荒木尚志・東京大大学院教授が、裁量労働制の方が、そうでない人より1日あたりの平均労働時間が長い調査結果に触れつつ「労働時間の长短にとどまらない幅広い議論が必要」と指摘。法政大大学院教授の藤村博之委員は「使用者側が残業代を減らしたいがために制度を使っている実態もある」と、注意を促した。